

子ども・子育て支援事業計画（法61条）について

基本的事項

- 1 国の基本指針に即して、5年を一期とする法定計画
- 2 全ての市町村に計画の策定が義務付け

基本的記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込みと実施しようとする供給体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする供給体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 保護を要する子どもの養育環境の整備、小学校就学前までの障害児に対して行われる保護、日常生活上の指導、知識技能の付与その他の専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項